

奥州市立小・中学校教職員
働き方改革プラン

平成31年3月
奥州市教育委員会

< 目 次 >

I 趣 旨 (はじめに)	1
II 奥州市の教職員の勤務の状況	2
III 取組の柱・期間	5
IV プランの目標	5
V 具体的取組	6
取組の柱1 教職員の負担軽減の取組	
(1) 「チーム学校」の推進	
ア 学校運営の工夫、チーム体制の構築	7
【キーワード】	
① 少人数学級 ② 学年経営力	
イ 学校をサポートする専門スタッフ等の配置	8
① 県教委 ② 市教委	
(2) 学校業務の改善・支援	
ア 業務内容の改善	10
① 共同事務室 ② 校務支援システム ③ 校務用PC ④ 留守番電話	
⑤ 各種調査 ⑥ 作品応募 ⑦ 外部機関の依頼	
イ 学習活動の支援	12
① 会議・研修会 ② 学習状況調査 ③ 部活動	
ウ 教育環境の充実	14
① 空調設備 ② ICT環境	
(3) 新しい教育への対応	
ア 教育課程の工夫	15
① 学校管理運営規則 ② 給食日数 ③ 教育課程	
イ 地域との協働の推進	17
① 学校運営協議会 ② 学校地域支援本部事業	
取組の柱2 教職員の健康確保等の取組	
(1) 勤務時間の適正な管理	18
① 時間外勤務時間 ② ノー残業デー ③ 学校閉庁日	
(2) 労働安全衛生体制の充実	19
① 労働安全衛生推進者研修会	
(3) 心とからだの健康対策	20
① 産業医保健指導 ② メンタルヘルス相談	
VI 学校における取組	21
VII 推進体制	23

Ⅰ 趣旨（はじめに）

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など社会経済情勢が大きく変容し、地域や保護者が学校に寄せる期待が増している中において、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にあります。

国においては、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつあるとの認識の下で、次のように「学校における働き方改革」を進めるための提言や対策を行っております。

- 学校における働き方改革に係る緊急提言（H29.8.29 中央教育審議会）
- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（H29.12.22 中央教育審議会）
- 学校における働き方改革に関する緊急対策（H29.12.26 文部科学省）

一方、岩手県においては、岩手県教育委員会内に設置した検討委員会等からの次のような提言を踏まえた取組を行っております。

- 県立学校における多忙化問題検討委員会提言（平成 17 年 12 月）
- 小中学校の多忙化問題に関する検討委員会提言（平成 19 年 3 月）
- 多忙化解消検討ワーキンググループ提言（平成 21 年 3 月）

また、平成 27 年 1 月から、関係団体等との間で教職員の多忙化解消に係る協議の場を設置し、検討テーマを抽出して負担軽減策についての協議を進めています。これまで、「労働安全衛生体制の構築」、「勤務時間の把握」、「部活動指導業務の見直し」、「事務事業の見直し」について協議が行われています。

これらの提言や協議を踏まえ、岩手県教育委員会では「学校における働き方改革」を早急に進めることとし、平成 30 年 6 月に「岩手県教職員 働き方改革プラン」を策定し、教職員の勤務負担軽減と健康確保等に向けて取組を進めることとしています。

以上のような「働き方改革」に関する国、県の取組を踏まえ、奥州市教育委員会においては、教職員の負担軽減は喫緊の課題であるとの認識のもと「奥州市教職員 働き方改革プラン」を策定し、教職員が健康で、意欲をもって教育に携わる環境づくりのための取組を定め取り組んでいきます。

II 奥州市の教職員の勤務の状況

1 教職員の時間外勤務の状況

(データは平成 29 年度勤務時間外状況報告書による。対象教職員：小学校 443 人、中学校 244 人)

○教職員一人当たりの時間外勤務の状況 (単位 h：時間 m：分)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
小学校	33h 47m	37h 23m	39h 50m	30h 41m	17h 52m	36h 12m	35h 14m	34h 07m	25h 50m	16h 05m	29h 06m	32h 19m
中学校	57h 33m	58h 38m	52h 44m	47h 42m	31h 24m	55h 32m	52h 06m	50h 38m	43h 38m	32h 26m	41h 35m	49h 59m

○時間外勤務 80 時間以上 100 時間未満の教職員数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
小学校	5	13	17	6	1	17	12	8	2	0	3	6.6
中学校	21	25	29	22	12	32	28	27	20	9	17	22.0

○時間外勤務 100 時間以上の教職員数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
小学校	2	2	9	2	0	3	2	1	0	0	0	1.9
中学校	37	36	34	28	6	30	40	28	17	10	13	25.4

○教職員一人当たりの持ち帰りによる業務時間 (単位 h：時間 m：分)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
小学校	5h 47m	5h 32m	5h 37m	6h 08m	3h 02m	5h 12m	5h 42m	5h 45m	5h 44m	2h 37m	4h 43m	5h 23m
中学校	3h 18m	3h 36m	3h 33m	4h 04m	1h 49m	3h 57m	3h 03m	5h 09m	2h 54m	1h 56m	3h 52m	3h 31m

教職員一人当たりの時間外勤務は、小学校が平均 32 時間 19 分、中学校が平均 49 時間 59 分となっています。仮に 1 か月の授業日数を 20 日とすると、小学校は 1 日当たり約 1 時間 37 分、中学校は 1 日当たり約 2 時間 20 分ということになります。

しかし、これはあくまでも平均であり、月によって増減があり、大きな学校行事に取り組む月や校内授業研究会が多い月は時間外勤務が多くなっています。中学校においては、中総体や新人大会に向けた取組の時期も多くなっています。「時間外勤務 80 時間以上 100 時間未満、100 時間以上の教職員数」からは教職員により差があることも分かります。

また、教職員は休憩・休息時間もなく児童生徒の指導にあたり、分掌業務を処理したりしている状況があります。加えて、自宅に帰ってから仕事をしている状況もあり、休養や睡眠の時間等を削っていることも考えられます。

2 教職員が負担感を感じている業務（教職員の業務の実態調査（市教委調査による））

（1）小学校

○児童の指導に関する業務

	主 な 業 務	負担感率
1	研修会や教育研究会の事前レポートや報告書の作成	56.3%
2	特別な支援が必要となる児童生徒への対応	38.9%
3	児童生徒の問題行動への対応（時間外の家庭訪問、指導も含む）	38.7%
4	教材研究、教材作成、授業準備（実験・観察・学習）	31.5%
5	学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	29.8%

○学校の運営に関する業務

	主 な 業 務	負担感率
1	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	65.3%
2	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	44.8%
3	保護者・地域からの要望・苦情等への対応	39.9%
4	PTA 活動に関する業務（活動への参加・会計・事務処理）	38.8%
5	地域との連携に関する業務（地域行事への参加、児童生徒の引率等）	37.0%

（2）中学校

○生徒の指導に関する業務

	主 な 業 務	負担感率
1	部活動の技術指導、各種大会への引率等（運動・文化部）	53.5%
2	テスト問題の作成、採点	45.2%
3	年度末の成績・統計・評定処理	43.0%
4	児童生徒の問題行動への対応（時間外の家庭訪問、指導も含む）	40.8%
5	教材研究、教材作成、授業準備（実験・観察・学習）	37.3%

○学校の運営に関する業務

	主 な 業 務	負担感率
1	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	60.1%
2	月末の教育委員会への報告文書（いじめ・不登校報告等）の作成	47.9%
3	PTA 活動に関する業務（活動への参加・会計・事務処理）	40.4%
4	地域との連携に関する業務（地域行事への参加、児童生徒の引率等）	33.6%
5	会議の事前準備（書類作成、開催連絡）、事務処理（議事録、まとめ等）	31.9%

教職員の負担感の高い業務は、次のように分類することができる。

- 諸調査やアンケートへの対応
- 免許更新を含めた研修会等への対応
- 授業準備を含めた学級経営上の業務
- 保護者、PTA、地域に係る業務

また、特に中学校の教員の負担感が高い業務に、次のものがある。

- 大会参加も含めた部活動等への対応の業務
- 定期テスト等の問題作成及び成績処理の業務
- 生徒の問題行動への対応とその報告に関する業務

3 教職員の病気療養状況

(1) 健康区分の状況 (平成 29 年度)

(上段：人数、下段：教職員全体に占める割合)

健康区分	要休業		要軽業		要注意		D 2 要観察	D 3 健康
	A 1 要医療行為	A 2 要観察指導	B 1 要医療行為	B 2 要観察指導	C 1 要医療行為	C 2 要観察指導		
小学校	3	1	2	0	20	60	48	293
	0.7%	0.2%	0.5%	0%	4.7%	14.1%	11.2%	68.6%
中学校	1	0	0	0	11	23	24	151
	0.5%	0%	0%	0%	5.2%	10.9%	11.4%	71.9%

(2) 病休及び休職者数

※発症年度で集計 (単位：人)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
病 休 及 び 休 職 者 数	3	2	7	3	2
(うち精神疾患による者)	(2)	(2)	(3)	(1)	(0)

(3) 公務災害発生状況

※災害発生年度で集計 (単位：人)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
公 務 災 害 発 生 数	3	1	6	4	1

平成 29 年度の教職員の定期健康診断の結果、有所見者 (A 1 ~ D 2) は小学校で約 31%、中学校で約 28%となっており、全体の約 3 割の教職員が心身の健康に注意・観察が必要な状況にあることが分かります。

また、毎年度、病気休暇及び休職を取得しなければならない教職員がおり、そのうち、およそ半数は精神疾患による病気休暇及び休職となっています。公務災害は毎年数件ずつ発生しており、教職員の多忙による疲労や不注意による災害もあると考えられます。

4 現状をふまえた課題

以上のような教職員の勤務の状況から、教職員の「働き方」について次のことが課題であると考えます。

- 学校により、また教職員により差があるが、全体として教職員の時間外勤務が恒常化しその時間が長くなっており、人的措置や業務改善により教職員の業務負担の軽減が必要であること。
- 教職員の時間外勤務の長さが教職員の心身の健康の不調に繋がる危惧があることから、勤務時間の適正な管理や労働環境の整備等により教職員の心身の健康を保持する取組が必要であること。

III 取組の柱・期間

1 取組の柱

上記の「教職員の勤務の状況」を踏まえ、次の2つの取組を柱として推進します。

(1) 教職員の負担軽減の取組
① 人的支援や協働体制の構築をもとに「チームとしての学校」の推進
② 増大する教職員の業務の改善（精選、軽減、効率化）
③ 部活動指導等に係る負担の軽減に向けた取組の推進

(2) 教職員の健康確保等の取組
① 勤務時間を把握、分析し、時間外勤務の縮減に向けた取組の推進
② 学校の労働安全衛生体制の充実にに向けた支援・助言
③ 教職員の心とからだの健康を確保する対策の充実

2 取組の期間

中央教育審議会の緊急提言、文部科学省の緊急対策及び岩手県の「岩手県教職員 働き方改革プラン」を踏まえた対策を講じることとし、2019年度から2023年度までの5か年度を対象として取組を進めます。

IV プランの目標

本プランの評価を行い次年度の取組に生かすため、以下の2つの目標を掲げて取り組みます。

目標1 業務への充実感や健康面での安心感の向上

2020年度において、「授業や授業準備に集中できている」、「健康で生き生きと業務を行っている」、「業務にやりがいを感じている」等の肯定的実感が向上することを目指します。

これらの実感の変化の把握は、基本的に岩手県教育委員会が実施する予定の教職員へのアンケート調査で行います。

目標2 長時間勤務者の割合の削減

厚生労働省が過重業務の評価基準をして示す月当たり時間外勤務が80時間以上の長時間勤務者の割合について下記削減目標の達成に向け、そのための具体的な取組を進めます。

時間外勤務	取組期間	
	H31(2019)年度	2020~2022年度
月80時間以上	前年度比3割減	前年度比3割減
うち月100時間以上	前年度比半減	ゼロ



2023年度
長時間勤務 ゼロ達成

V 具体的取組

【取組の柱1】教職員の負担軽減の取組

(1) 「チーム学校」の推進	ア 学校運営の工夫、チーム体制の構築 ① 少人数学級の推進 ② 学年経営力の強化（小学校高学年における教科担任制等の導入） イ 学校をサポートする専門スタッフ等の配置 ① 県教委による専門スタッフの配置 ② 市教委による専門スタッフの配置
(2) 学校業務の改善支援	ア 学校業務の改善 ① 学校共同事務室による事務処理の適正化 ② 校務支援システムの導入 ③ 校務用PCによる調査報告・提出、資料の共有 ④ 勤務時間外の留守番電話の設置 ⑤ 各種調査依頼の精選、調査方法の効率化 ⑥ 各種コンクール等の作品応募依頼、募集依頼の精選 ⑦ 外部機関からの依頼、学校への依頼の精選 イ 学習活動の支援 ① 各種会議、研修会の削減、縮小と研修の在り方の検討 ② 各種学習状況調査結果集約・活用の効率化 ③ 部活動の在り方に関する方針の策定 ウ 教育環境の充実 ① 教室等の空調設備の設置 ② ICT環境の充実
(3) 新しい教育への対応	ア 教育課程の工夫 ① 学校管理運営規則の改正 ② 給食日数の見直し ③ 新学習指導要領実施に伴う教育課程の工夫 イ 地域との協働の推進 ① 学校運営協議会への移行 ② 学校支援地域本部の拡充
<h3>【取組の柱2】教職員の健康確保等の取組</h3>	
(1) 勤務時間の適正管理	① 時間外勤務時間の把握 ② ノー残業デーの週1回設定実施 ③ 学校閉庁日の設定
(2) 労働安全衛生体制の充実	① 労働安全衛生管理研修会の実施
(3) 心とからだの健康対策	① 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化 ② 専門医によるメンタルヘルス相談の充実

取組の柱 1 教職員の負担軽減の取組

(1) 「チーム学校」の推進

ア 学校運営の工夫、チーム体制の構築

① 少人数学級の推進

【現状】

		国の基準	岩手県の基準	国と県の基準の差に対する県の処置
小学校	1年	35人学級		
	2年	40人学級	35人学級	岩手県の基準により教職員定数を算定
	3年		35人学級	岩手県の基準により増加した学級数分に少人数指導加配教員を配置
	4年			
	5年			
	6年			
中学校	1年	40人学級	35人学級	岩手県の基準により教職員定数を算定し、増加した定数分に少人数指導加配教員を配置
	2年			
	3年			

※小学校3～6年生、中学校1～3年生の学級編制は、市又は学校毎に国の基準（40人学級）又は県の基準（35人学級）を選択することとなっている。

- ・国の基準選択の場合・・・増加教員分は少人数指導を担当
- ・県の基準選択の場合・・・増加教員分は学級担任を担当

●上記の状況を踏まえ、奥州市では基本的に岩手県の基準の35人学級を選択している。

【今後の方向性】

- 少人数指導の学習指導上及び学級経営上の効果を期待し、市として今後も岩手県の基準（35人学級）による少人数学級を推進する。
- 少人数学級の更なる充実のため、より少人数の学級編制（30人学級など）の実現を県教育委員会に要望していく。

② 学年経営力の強化（小学校・高学年における教科担任制等の導入）

【現状】

- 県教育委員会の小学校専科指導加配が小学校2校に1名ずつ配置され、理科の専科指導を実施している。また、各学校の工夫により学年内の交換授業による教科担任制を実施している学校も見られる。
- 新学習指導要領の実施により、総授業時数は小学校第1学年が850時間、小学校第6学年が1015時間と指導時間数の差が拡大する。
- 国の教職員定数改善計画に「専科指導の充実」のための加配教員の配置が掲げられている。

【今後の見通し】

- 県教育委員会の小学校専科指導加配の拡大配置（理科、外国語）を要望していく。
- 各学校の工夫による教科担任制を推奨していく。
 - （例）・低学年担任による高学年の教科担任制
 - ・学年・学団内の交換授業による教科担任制
 - ・担任外の教員による教科担任制

イ 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

① 県教委による専門スタッフの配置

【現状】

◎加配教員（常勤）

- 少人数指導加配、小学校専科指導加配、児童生徒支援加配、通級指導加配、統合校加配、小規模校支援加配等が年度毎に各小・中学校の状況に応じて配置されている。
- 少人数学級の導入により増加した学級分の教職員定数は少人数指導加配を振り替えて配置することとなっているため、少人数学級の拡大により少人数指導で活用できる加配教員の配置が減少している。
- 再任教員（短時間勤務）は少人数指導等を担当し学級担任を担当することができないため、学級担任を担当できる教員数が少なくなっている。

◎非常勤講師等

- すこやかサポート（小） 11校に11人配置
- 学校生活サポート（中） 5校に8人配置
- 特別支援教育支援員（小中） 8校に8人配置
- 初任研後補充講師（小中） 小学校8校に11人配置、中学校は未配置
- スクールカウンセラー 小学校5校、中学校全校に配置
- スクールソーシャルワーカー 中学校4校兼務で1人配置
- スクールサポートスタッフ 小学校1校に1人配置

【今後の方向性】

- 少人数指導加配、通級指導加配（LD）等の加配教員の配置拡大を要望していく。
- すこやかサポート（小）、学校生活サポート（中）、特別支援教育支援員（小中）は県教育委員会に対し学校の実態を説明し、増員を要望していく。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、市の課題の一つである不登校児童生徒及びその保護者等の支援のため、より手厚い配置を要望し、教職員の負担の軽減を図る。
- スクールサポートスタッフは、教職員の業務の軽減により児童生徒と直接向き合う時間を増やすため、増員を要望していく。

② 市教委による専門スタッフの配置

【現状】

専門スタッフ	目的	配置
外国語指導助手 (ALT)	外国語活動及び英語教育、国際理解教育の推進	8名(直接雇用7名、派遣契約1名)が全市立幼稚園、小・中学校を訪問
適応支援相談員	不登校、別室登校、学校不適應等の児童生徒への対応	11名(8月現在 中学校6校に8名配置)
特別支援教育支援員	特別な支援が必要な児童生徒の学習、生活のサポート	小学校18校に32名、中学校4校に5名配置
小集団指導対応講師	1学級30人を超える学級を有する学校への配置による児童生徒の学力の向上及び集団への適應、基本的な生活習慣の定着	小学校5校に5名配置
学習対応支援員	シックスクール症候群の生徒に対する学習指導や環境への配慮等	中学校1校に1名配置
学校司書	学校における読書指導の充実を図るための児童生徒の読書環境の整備	22名(1校勤務12名、2校兼務配置6名、3校兼務配置4名)

【今後の方向性】

- ALTは、年度ごとに2名ずつ増員し、2020年度には12名を直接雇用する。
- 適応支援相談員及び特別支援教育支援員は、小中学校の実態を把握し、増員も含め適切に配置する。
- 小集団指導対応講師は、35人学級の実現状況、県の少人数指導加配教員の配置状況等を踏まえ、適切に配置する。
- すこやかサポートが配置されない複式学級の支援のための講師等を配置する。
- 2019年度は部活動指導員を9人(各中学校1人)配置し、順次配置を拡大する。

(2) 学校業務の改善支援

ア 業務内容の改善

① 学校共同事務室による事務処理の適正化

【現状】

●平成 30 年度は、4つのグループにより共同事務処理を実施したことにより、事務処理の適正化と学校間の連携強化等の効果が認められる。

○第一共同事務室（水沢・東水沢中学校区） ○第二共同事務室（水沢南中学校区）

○第三共同事務室（江刺地域）

○第四共同事務室（前沢・胆沢・衣川地域）

●4つの共同事務室に事務長配置が実現し、適切かつ効率的な事務処理が行われている。

【今後の方向性】

○引き続き奥州市共同事務室と連携し、事務の共同実施のより一層の充実を図る。

② 校務支援システムの導入

【現状】

●市全体で校務支援システムは導入していない。学校によっては、成績処理等のためのソフトを独自に導入し、通知票や会計簿のPC作成を行っている。

●事務職員の業務に関するソフトは、個々の事務職員が独自に作成したものを共有化しているものがあるが、異動により学校が変わると異なるソフトを使用している場合があり、業務の効率化に支障を来している。

【今後の方向性】

○校務支援システムを新規に導入する。

○円滑な運用を図るため、適正に研修を実施する。

③ 校務用PCによる調査報告・提出、資料の共有

【現状】

●平成 29 年度より校務用PCによる調査依頼と報告・提出、資料の共有を実施している。

●校務用PCの活用に当たっての課題は、次の2点である。

・管理職等の校務用PCが学校にない場合があり、決裁、報告・提出等が行いにくい。

・使用方法の周知が十分ではなく、個人情報管理が不適切になるケースが見られる。

【今後の方向性】

○使用方法の周知を図り、校務用PCを活用した調査報告・提出、資料の共有を推進する。

○運用の効率化を図るため、管理職等の校務用PCを整備する。

④ 勤務時間外の留守番電話の設置

【現状】

- 現在、市内の小・中学校に留守番電話は設置されていない。
- 平成30年1月、市内の小学校6校、中学校6校に対し、「留守番電話の導入に係るアンケート」を実施した。その結果、次のような導入のメリット・デメリットが挙げられた。
 - ※メリット
 - ・時間外の電話対応がなくなるため、業務の軽減に繋がる。
 - ・保護者等に対し、教職員の勤務時間を改めて周知できる。
 - ※デメリット
 - ・緊急対応が必要な事態への対応が遅れる可能性がある。
 - ・保護者等から学級担任への電話の数が増える可能性がある。
- 以上のことから、デメリットの解消方を講じた後の導入が適切と判断し、先進的に留守番電話を導入した自治体の状況を参考にした上で導入の可否を決定することとした。

【今後の方向性】

- 留守番電話を導入している他自治体の状況を参考に、導入について検討する。

⑤ 各種調査依頼の精選、調査方法の効率化

【現状】

- 行政機関（国、県、市）及び大学や研究機関等からの定期・不定期の調査依頼が多く、学校の業務が繁雑になっている。
- 異なる機関から重複する調査依頼、必要性に疑問のある調査依頼がある。

【今後の方向性】

- 教育委員会で各機関の調査予定を年度当初に把握し、必要性、内容の重複、調査時期等を精査し、調査実施予定を示す。
- 調査内容を精査し、教育委員会事務局で回答できる内容は、学校には回答を依頼しない。
- 報告・提出を可能な限り校務用PCを通して行い、調査の効率化を図る。

⑥ 各種コンクール等の作品応募依頼、募集依頼の精選

【現状】

- 毎年、学校に絵画・ポスター、作文・詩、書写等、各種団体等から多くの作品応募依頼があり、図画工作科・美術科、国語科等の教科指導に負担がかかる他、作品応募の際の集約や提出に係る業務が繁雑になり、担当教職員の負担となっている。

【今後の方向性】

- 教育委員会事務局から関係団体に対し、作品応募の見直しを要請する。
- 学校が選択して取り組めるように、校務用PCに作品応募のリストを掲示する。

⑦ 外部機関からの依頼、学校への依頼の精選

【現状】

- 学校に対し、イベント等への児童生徒の参加、出前授業の申し出、調査協力等が年間を通じて各種団体から依頼があり、依頼を受けた学校は業務が繁忙になっている。

【今後の方向性】

- 教育委員会事務局を通じた学校への依頼は、依頼の趣旨・内容等を精査したうえで、原則として年度末から年度始め（2月～4月）の時期の依頼にのみ対応することとし、それ以外の時期の依頼は受けないこととする。

イ 学習活動の支援

① 各種会議、研修会の精選（削減・縮小）と研修の在り方の検討

【現状】

- 市教育委員会主催の会議、研修会は、毎年度見直しを行い、削減や縮小を実施している。
- 研究指定は3年間指定し、3年目に学校公開研究会を開催している。毎年度3校の学校公開研究会となるようローテーションを組んでいる。
- 総合訪問（教育事務所と共催）は、ローテーションを組み、毎年度3校で実施している。
- 授業訪問（市主催）は、ローテーションを組み、毎年度2校で実施している。
- 研究紀要や授業指導案、学校経営に係る説明資料の作成等に教職員の負担が大きい。

【今後の方向性】

- 会議、研修会は、研修の機会の確保等を考慮しつつ、今後も精選（削減、縮小）を図る。
- 学校公開研究会は、教職員の授業力の向上が児童生徒の学力向上に結びつくことから現在の指定の考え方を継続する。
- 総合訪問は廃止し、市主催の授業訪問に切り替える。授業訪問は学力の向上に特化した内容で行う。
- 研究紀要や授業指導案の作成については負担軽減を図る。

② 各種学習状況調査結果集約・活用の効率化

【現状】

- 県学調……小5、中1・2で実施
- 全国学調…小6、中3で実施
- CRT……小3～6、中1～3で実施

【今後の方向性】

- 教職員が調査を活用した授業改善に注力できるよう、県の施策をもとに運用の改善を図る。

③部活動の在り方に関する方針の策定

【現状】

- 生徒数減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況や、生徒が学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む状況が散見される。
 - ※学校単位での部活動運営が困難な状況
 - ・部員数の減少及び部活動担当教員の不足により休部・廃部となる部の増加
 - ・部員数の減少により他中学校と合同チームを組まなければならない部の増加
- スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるような配慮が必要である。
- 部活動及び部活動を補完する活動における教職員の勤務負担軽減に向けた取組が求められる。
- 上記の状況を踏まえ、スポーツ庁からは「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」が示され、それを受け岩手県教育委員会から「岩手県における部活動の在り方に関する方針（平成30年6月）」により、部活動休養日・活動時間及び部活動指導員に係る留意点等を含んだ部活動の適切な運営の在り方が示されている。

【今後の方向性】

- 県の方針を受け、部活動休養日、活動時間及び部活動指導員に係る留意点などを盛り込んだ市の方針を策定し、部活動の適切な運営を推進する。
- 部活動休養日、活動時間等について、市の方針による基準遵守を徹底するため、月毎の活動計画及び活動実績の報告を求める。

※市の方針による基準

- ・週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設けること。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。

- 部活動指導員の配置を積極的に推進する。
- 策定した「部活動の在り方に関する方針」及び部活動指導員の配置について、体育協会及び各競技団体等の関係団体、保護者等に説明し協力を求める。
- 地区の中体連及び中文連に説明し、県レベルでの協力を求める。
- 「部活動の在り方に関する方針」をもとに、学校開放事業との調整を図る。

ウ 教育環境の充実

① 教室等の空調設備の設置

【現状】

- 奥州市の小・中学校の空調（冷房）設備の設置率
 - ・普通教室 3.5%
 - ・特別教室 7.2%
 - ・保健室 100%

【今後の方向性】

- 小・中学校への空調（冷房）設備を計画的に整備する。

② ICT環境の充実

【現状】

- 新学習指導要領においてICTを活用した学習の充実を図ることとしている。
- 自治体においてはインターネット環境、電子黒板やタブレット等の配置等が目標とされている。
- 本市の小中学校における現在のICT環境整備は、次のように県平均を下回っている。
 - ・教育用PC1台あたりの児童生徒数・・・9.2人（県平均4.9人）
 - ・普通教室の電子黒板整備率・・・・・・・・9.5%（県平均16.4%）
 - ・普通教室のLAN整備率・・・・・・・・32.2%（県平均72.0%）

【今後の方向性】

- 教職員が児童生徒を指導するための教育環境を整備する。
 - ・大型提示装置を全ての普通教室で使える環境に整備する。
 - ・全ての学校にタブレットを整備する。
 - ・校内無線LANを整備する。
- 教職員の校務処理のための環境を以下のように整備する。
 - ・校務支援システムを導入する。
 - ・校務用PCを適正に整備する。

(3) 新しい教育への対応

ア 教育課程の工夫

① 学校管理運営規則の改正

【現状】

●現行の「奥州市小中学校管理運営規則」においては、学年及び学期、休業日を次のように定めている。

・第2条(学年及び学期) 学校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

・第3条(休業日) 学校の休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から同月5日まで

(2) 夏季休業日 7月26日から8月20日まで

(3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月20日まで

(4) 学年末休業日 3月21日から同月31日まで

(5) その他奥州市教育委員会が休業を必要と認める日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第1号から第4号までの休業日を変更して休業日を設けることができる。(以下略)

●2020年度から小学校の新学習指導要領が完全実施となった時、第3～6学年の授業時間数の増加により、現行の授業日数のままでは6時間授業の日が増え、児童及び教職員の負担が増加し、教職員が児童と向き合う時間が減少することが危惧される。

【今後の方向性】

○2020年度より、学校の休業日(第3条関係)を次のように改正し、授業日数を3日程度増やす。

(1) 学年始休業日 4月1日から同月5日まで

(2) 夏季休業日 7月26日から8月25日まで

(3) 冬季休業日 12月26日から1月15日まで

(4) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで

○授業時数の増加を週授業時数に反映させ、児童生徒及び教職員の負担軽減、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に繋げる教育課程の工夫に努めるものとする。

② 給食日数の見直し

【現状】

- 平成30年度の奥州市の給食日数は、小学校が165日（県内の市の平均171日）、中学校が159日（県内の市の平均174日）であり、県平均を大きく下回り給食提供日数が少ない。平成27年度に実施した保護者アンケートでは、給食日数の増加を求める意見が多く寄せられている。
- 奥州市の給食の一食あたりの単価は、小学校254円（県内の市の平均262円）、中学校299円（県内の市の平均303円）であり、県平均を大きく下回り安価である。平成26年の消費税増税時も改定しておらず、また物価上昇により食材の内容や自由度が低下しているため、献立作成が非常に厳しい状況となっている。

【今後の方向性】

- 授業日数の増加に合わせ、給食日数も増加する。具体的な増加日数は小・中学校の意見を聴取したうえで調整し決定する。
- 給食日数の増加に伴い、また献立の充実と必要な栄養素の確保のため、給食費の改定を検討する。

③ 新学習指導要領実施に伴う教育課程の工夫

【現状】

- 新学習指導要領の実施に伴い、カリキュラム・マネジメントの重視、道徳の教科化、外国語・外国語活動の指導時間の拡大、プログラミング教育の追加など、新たな教育内容等が位置付けられている。
- このことにより週授業時数が増加し、児童生徒及び教職員の負担が増している。

標準授業時数の比較	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
現行学習指導要領	850	910	945	980	980	980	1015	1015	1015
新学習指導要領	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

- 各学校においては、それぞれの学校の特色、地域の特色を生かした教育課程を編成している。また、毎年度、学校評価の結果等をもとに学校行事の精選、日課表の見直し等、教育課程の見直しを進めている。

【今後の方向性】

- 特に小学校においては、標準授業時数の増加を踏まえた教育課程の見直しを進める。
 - (例)・学校行事等の精選、実施方法の見直し
 - ・日課表及び生活時程の見直し
 - ・朝活動、業間活動等の見直し
 - ・委員会活動、課外クラブ等の見直し
- 中学校においても、部活動の在り方に係る方針等を踏まえ、教育課程の見直しを進める。

イ 地域との協働の推進

① 学校運営協議会への移行

【現状】

- 「いわて型コミュニティスクール」の考え方に基づき、「目標達成型の学校経営」と「学校と家庭・地域の連携・協働」による学校経営を推進している。
- 学校経営の改善のため、学校評価として教職員による「自己評価」と学校評議員等による「学校関係者評価」を実施している。

【今後の方向性】

- 2023年度より「学校運営協議会制度」に移行することを受け、市としての基本的な構想、推進体制づくりを進める。

② 学校支援地域本部の拡充

【現状】

- 奥州市学校支援地域本部実施要領に基づき学校と地域の協働による学校支援体制づくりを推進し、学校環境全体の支援と地域の教育力の向上を目的に、次の5つの地域本部を設置している。

地域本部名	本部講成校
水沢中学校支援地域本部	水沢中、水沢小、佐倉河小
東水沢中学校支援地域本部	東水沢中、常盤小、羽田小
水沢南中学校支援地域本部	水沢南中、水沢南小、真城小、姉体小、黒石小
江刺第一中学校支援地域本部	江刺第一中、岩谷堂小、江刺愛宕小、田原小、稲瀬小
胆沢中学校支援地域本部	胆沢中、胆沢第一小、南都田小、若柳小、胆沢愛宕小

【今後の方向性】

- 2019年度より新たに「前沢小学校支援地域本部（仮称）」を設置する。その後、未設置の中学校区の設置を検討する。

取組の柱 2 教職員の健康確保等の取組

(1) 勤務時間の適正な管理

① 時間外勤務時間の把握

【現状】

- 現在、自己申告による時間外勤務記録簿を活用し、時間外勤務の時間や主な業務等について把握している。
- 時間外勤務の実態は、「Ⅱ 奥州市の教職員の勤務の状況」に示したとおりである。

【今後の方向性】

- 今後も同様の方法で時間外勤務の状況を把握し、教職員の時間外勤務縮減の意識を喚起するとともに、本プランの成果を測る指標の一つとする。
- タイムカード等、時間外勤務の状況を客観的に把握する機器等の導入を検討する。
- 教職員の勤務時間について、保護者等に周知する。

② ノー残業デーの実施

【現状】

- 現在、各学校で独自にノー残業デーを設定し、時間外勤務の削減を図り教職員の心身の疲労回復に努めている。しかし、学校によっては、また教職員によってはノー残業デーであっても長時間の時間外勤務をしているのが実態である。

【今後の方向性】

- 市教育委員会として、統一して週1回の「ノー残業デー」を定めることとする。
- 「ノー残業デー」は、原則として毎週水曜日とするが、例えば、中学校の場合、部活動休養日を「ノー残業デー」にするなど、実態に応じて学校で定めるものとする。
- 「ノー残業デー」は、遅くとも18時には完全退庁を目指すものとする。
- 「ノー残業デー」の実施について、保護者及び関係機関等に周知する。

③ 学校閉庁日の設定

【現状】

- 学校では、平成28年度までは盆等においても、生徒の万一の事故等の対応や、部活動等の対応のため、常に教職員が一人以上勤務する体制を確保してきた。
- しかし、どの学校においても盆期間における保護者等を含めた外部からの連絡等は少ない状況であった。加えて、特にも小規模校においては日直等の割当により、夏季休業中の心身のリフレッシュを目的としたまとまった休暇を取得しにくい状況であった。

- 一方、中央教育審議会の「中間まとめ」においては、教員一人ひとりが疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なわないため、「仕事と休みのメリハリの観点から、（中略）長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように、一定期間の学校閉庁日の設定を行うべき」とされている。
- 岩手県教育委員会においては、「学校閉庁日の設定について(平成30年6月27日付け 教職第278号)」により、盆は3日程度、年末年始は6日程度を学校閉庁日とすることとし、市町村教育委員会においても同様の取組を推進するよう通知している。
- このような状況を受け、市教育委員会では、次のように取組を進めてきている。
 - ・平成29年度 8月13～15日を「結果として全教職員が休暇を取得し、勤務者がいない状況となってもよい日」とした。
 - ・平成30年度 8月13～15日の3日間及び学校が定める1日間を「学校閉庁日」とする。なお、学校が定める1日間は、原則として夏季休業中とするが、困難な場合は冬季休業中の設定も可とする。

【今後の方向性】

- 平成31年度以降も平成30年度取組を継続する。ただし、国や県の学校閉庁日に係る取組が変更されたり、市の取組に課題が発生したりした場合は、適宜、取組の在り方を再検討する。

(2) 労働安全衛生体制の充実

① 労働安全衛生推進者等研修会の実施

【現状】

- 平成23年度より「奥州市立学校教職員安全衛生委員会」を設置し、教職員の労働安全衛生管理態勢の充実に向けて取り組んでいる。
 - ※これまでの取組
 - ・安全衛生委員会の設置
 - ・産業医の選任
 - ・時間外労働時間の把握
 - ・長時間労働による健康被害防止のための医師の面接指導体制整備
 - ・健康診断・ストレスチェックの実施
 - ・職場環境の改善に向けた学校巡回訪問の実施
- 平成27年度より「衛生推進者等研修会」を教育委員会の主催で毎年開催している。
- 研修会においては、校内安全衛生委員会の取組、教職員の多忙化解消、時間外勤務の削減等をテーマに実践発表や実践交流を行い、各学校の取組に生かすよう働きかけている。

【今後の方向性】

- 今後も研修会を実施し、労働安全衛生に対する意識を喚起するとともに、具体的な業務改善策を交流することにより各学校における働き方改革に寄与できるものとする。

(3) 心とからだの健康対策

① 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化

【現状】

- 奥州市立学校教職員安全衛生委員会において、長時間勤務を行った教職員は本人の申し出により産業医の保健指導を受けることができる体制を整備している。しかし、奥州市においてはこれまで保健指導を行った実績はない。
- 平成 29 年 6 月に施行された「労働安全衛生規則」の改正により、事業者は時間外・休日労働が月 100 時間を超えた労働者について、産業医に情報提供することとなっている。
- 「岩手県教職員 働き方改革プラン」においては、時間外勤務 80 時間以上の教職員について、学校から産業医への報告を義務付け、産業医から適切な保健指導を行う体制を強化することとし、市町村立学校等にもこの取組を行うよう働きかけることとしている。

【今後の方向性】

- 県の取組に沿い、時間外勤務 80 時間以上の教職員について、学校から産業医への報告を義務付け、産業医から適切な保健指導を行う体制を整備する。

② 専門医によるメンタルヘルス相談への勧奨

【現状】

- 教職員は、長時間勤務等による疲労の蓄積や慢性的なストレスから、メンタルヘルスの不調を抱えやすい状況になっている。
※教職員の精神疾患の状況は、3 ページ「Ⅱ 2 教職員の病気療養状況」参照
- 県教育委員会では、事務局の保健師がメンタルヘルスの不調を抱える教職員やその管理職の相談対応を行っているが、精神科医の専門的助言を必要とする場面が多く、通年で専門医の指導・助言を受けられる体制整備が必要とされている。
- 市教育委員会では、平成 28 年度より「ストレスチェック」を実施し、本人の希望により高ストレス者の医師面談を実施している。医師面談は平成 30 年度に 1 件希望があり実施している。

【今後の方向性】

- 今後も毎年「ストレスチェック」を継続し、高ストレス者の医師面談体制を確保する。
- 県教育委員会のメンタルヘルス相談窓口への相談を積極的に勧める。

VI 学校における取組

新学習指導要領においては、これまでの教育活動に加え、外国語活動の指導学年、指導時間数の拡大、プログラミング教育の導入等、新たな内容が加えられ、学校では週時数の増加が必要な状況となっています。

また、いじめ防止対策基本方針をもとにしたいじめへの対応、不登校等の学校不適應に対する対応、保護者や地域からの要望等への対応等は年々増加している状況があります。

このような状況から新学習指導要領においては、「学校運営上の留意事項」として、次のように記載されています。

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。(以下略)

一方、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学省）においては、教育課程の改善や学校評価に関わる内容として、次のように記載されています。

1 業務の役割分担・適正化を着実に実行する取組

(2) それぞれの業務を適正化するための取組

【学校行事等の準備・運営】

- (前略)カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。
- 各学校において学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例について提示する。

2 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化の観点から、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、統合して作成すること推進するよう促す。
- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。
- 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を行うよう促す。

3 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- (前略)学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していくとともに、(以下略)

以上のことから、教職員の働き方改革を進めるためには、学校における教育課程の改善（カリキュラム・マネジメント）が必要であると考えます。これまでと同じ時間の中で、これまでの教育活動を維持し、さらに新たな内容を加えて教育活動を実施していくことは、教職員はもとより児童生徒にも負担となることは明白です。

そこで、各学校において、次のような視点で教育課程の改善と教育活動を推進するための組織体制の改善（スクラップ（削減、縮小）を意識した見直し）を図ることが必要です。

1 教育課程の改善

（1）学校行事等の精選

学校では毎年検討されてきたことですが、改めて検討が必要と考えます。これまで実施して当たり前と考えていた学校行事についてもその必要性を検討してみる必要もあると考えます。

- ※例 ●運動会・体育祭や学習発表会・文化祭等の総練習（予行練習）は必要か。
●卒業式練習・予行の時数は適切か。
●遠足（学校行事）か、社会科見学（教科）か。
●業間活動（運動）を廃止または縮小してはどうか。

（2）授業日数の検討

小学校で外国語活動（3・4年）、外国語（5・6年）が新たに加わることにより、総授業時数が35時間増加します。これは、35週間で週1時間増とし6時間授業の日が増えると考えますが、まとめて6～7日分程度の時数の増加とも考えられます。そこで、授業日数を弾力的に考える必要もあると考えます。

- ※例 ●現在の週授業時数を維持し、可能な限り授業日数を増やしてはどうか。

（3）週時程及び日課表の検討

小学校で総授業時数の増加による教職員、児童生徒の負担を軽減するため、週時程や日課表の見直しも必要と考えます。

- ※例 ●清掃指導を週3日（一日おき）としてはどうか。
●週1回、朝活動や業間休みを縮小し、午前中に5時間授業としてはどうか。

2 教育活動を推進するための組織体制の改善

（1）校務分掌の見直し（特別委員会の見直し）

現在、校内の特別委員会として、次のような委員会が設置されています。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| ・運営委員会 | ・学力向上対策委員会 | ・研究推進委員会 |
| ・いじめ問題対策委員会 | ・特別支援委員会 | ・就学支援委員会 |
| ・学校保健委員会 | ・給食運営委員会 | ・情報教育推進委員会 |
| ・体力向上推進委員会 | ・プール運営委員会 | ・労働安全衛生委員会 |

「緊急対策」に示されたとおり、特別委員会の合同設置等の検討も必要と考えます。

- ※例 ●「いじめ対策」＋「特別支援」＋「就学支援」⇒「児童支援委員会」

(2) 専科指導の推進（小学校）

小学校の授業時間数の増加に伴い、3年生以上の学級担任の負担増が考えられます。また、「外国語」及び「外国語活動」に対する苦手意識をもつ教員も少なからず見られます。

このようなことから、担任外の教員による専科指導の実施（外国語に限らず）、個々の教員の得意教科等を生かした専科指導等の実施により、時間的、精神的な負担の軽減を図ることも必要と考えます。

※例 ●低学年の学級担任が中・高学年の特定教科を担当する。⇒時間的負担の軽減

●体育が得意な1組担任が2組の体育を担当し、理科が得意な2組担任が1組の理科を担当する。⇒精神的負担の軽減

上記に挙げたものは一例です。各学校において、改めて実状を見つめ、削減、縮小できるものを検討し、学校として「スクラップ&ビルド」に取り組んでいる姿勢を教職員に示すことが必要と考えます。

各小・中学校においては、本プランの内容に「業務内容の見直し・改善」、「業務推進方法の見直し・改善」の2点を加え、アクションプランを策定することとし、各校が主体的に「働き方改革」を進めていく状況を目指します。

VI 推進体制

1 教育委員会の役割

- 教育委員会は本プランを策定し、年度ごとに見直しを図る。そのための機関として、「奥州市働き方改革推進会議（仮称）」を設置する。
- 教育委員会事務局は、本プランの推進に必要な予算の確保に努める。
- 教育委員会事務局は、本プランの趣旨や内容について関係団体、地域、保護者等の周知を図る。

2 学校の役割

- 学校は、本プランの趣旨・内容を全教職員で周知し、目標の達成に向けて取り組む。
- 学校は、本プランに基づく校内独自の取組を検討し、主体的な取組を展開する。

3 奥州市働き方改革推進会議（仮称）の役割

- 各取組の進捗状況の把握や取組・事業の充実・見直しに係る協議を行い、本プランの見直し等について意見を述べる。